



平成27年4月30日

各 位

上場会社名：住友精化株式会社
代表者名：代表取締役社長 上田 雄介
(コード番号 4008 東証第1部)
問合せ先：取締役常務執行役員 廣野 泰三
(TEL：06-6220-8508)

内部統制システム整備の基本方針の一部改定について

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システム整備の基本方針の一部改定を決定しましたのでお知らせします(改定箇所は下線で示しております)。

記

1. 基本的考え方

当社は、社会との共存共栄を基本方針とし、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色のある質の高い製品を国内外へ供給することにより、社会の発展に貢献することを経営の基本方針として、法令等の遵守(コンプライアンス)、品質保証と環境安全を重点課題として事業活動を行う。これら課題の達成のために内部統制システムを整備する。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令および定款に基づき、会社の機関として、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
- (2) 取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役会において決定した「内部統制システム」に関する基本方針に従い、取締役が適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
- (3) 取締役は、使用人が行う業務の適正、有効性を検証するため、内部監査部門を設置するとともに、重要な損失の危険(リスク)のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講ずる。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることとする。
- (4) 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

3. 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

「内部統制システム」に関する基本方針に基づき、当社内部統制システムを統括するため、内部統制委員会を置くとともに、下記事項を推進する。

- (1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当社は、文書(電磁的方法により記録したものを含む)の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存および管理する。
- (2) リスク管理に関する規程その他体制

- 1) 当社は、当社の経営上のリスクの評価および未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めた規程を整備する。
- 2) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営(子会社を含む)におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性およびその回避策等を審議する。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、各取締役および各執行役員の方掌業務を十分確認したうえで、職務分掌および指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行(電子化を含む)を行うとともに、経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。
- (4) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、使用人によるコンプライアンスの体制確立、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法および是正措置を実施するため、規程、組織および制度を整備する。
- (5) 反社会的勢力の排除に向けた体制
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

4. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、子会社と基本的考え方を共有し、子会社からの報告体制および効率性確保の体制、ならびにグループ全体としてのリスク管理体制およびコンプライアンス体制を確立するために、規程および制度を整備する。

5. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 取締役は、監査役の求めに応じて補助使用人を置く。
 - 2) 取締役は、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
 - 3) 取締役は、補助使用人に対する監査役の指示の実効性を確保する。
 - 4) 取締役は、前三号のために必要な規程および制度を整備する。
- (2) 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役への報告を理由とした不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行う。
 - 2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査役へ報告を行う。
 - 3) 取締役は、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告を理由として、それらの者に対して不利な扱いを行わない。
- (3) 監査役の職務の執行にかかる費用等の処理に関する事項
当社は、監査役の職務の執行にかかる費用および債務を適切に負担する。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

以上